

次の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和6年2月27日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

静岡県感染症情報プラットフォーム（感染症発生状況見える化ダッシュボード）業務委託

(2) 業務目的

新型コロナウイルス感染症発生時には、広く県民に対する情報発信として十分であったとは言い難く、感染症発生動向等の情報発信機能の充実が求められている。BIツールを導入することにより、任意情報をグラフや地図上で加工・表示する「ダッシュボード」機能を整備し、自動で感染者データ等を取込み、分析を可能にするほか、流行状況や将来予測等の表やグラフを作成する機能を持った広く県民・医療機関に対して感染症の発生動向を発信するため。

(3) 業務内容

静岡県感染症情報プラットフォーム（感染症発生状況見える化ダッシュボード）構築業務とする。

(4) 委託価格の限度額

9,000千円（税込み）

2 委託期間

契約締結日から令和6年9月2日（月）まで

3 参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 提案書提出時点までに、静岡県が発注する情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札に参加できる者に必要な資格等（平成11年静岡県告示第644号）の第1に定める競争入札に参加できる者であって、「情報システム開発等の業務競争入札参加資格者名簿」の「システム開発」及び「システム運用・管理」の認定がされている者であること。

(3) 参加表明書の提出期限の日から契約日までの期間において、静岡県情報システム開発等の業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止を受けていない者であること。

(4) 民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申立てがされていない者であること。

ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てがされなかった者とみなす。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされていない者であること。

ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、その者に係る更生計画認可の決定が確定した場合にあっては、更生手続開始の申立てがされなかった者とみなす。

(6) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」とい

- う。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
- ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (7) 過去5年以内に、国、地方公共団体が発注した業務システムの開発を受託・納入し、正常に稼働させた実績を有する者であること。

4 選定基準

提出された書類と説明に基づき、総合的に審査して決定する。

5 手続等

(1) 担当部局

〒411-0801 静岡県三島市谷田2276
静岡県健康福祉部感染症対策局感染症対策課
電話番号 055-928-7272 FAX 055-928-7100
E-mail kansentaisaku@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 実施要項等の配布

ア 配布期間

令和6年2月27日(火)から令和6年3月11日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前10時から正午まで、午後1時から午後5時まで

イ 配布場所

上記(1)に同じ

(3) 提出書類等

ア 提出書類 実施要項による。

イ 提出期限 参加表明書：令和6年3月11日(月)午後5時まで 持参又は郵送(必着)

企画提案書：令和6年3月18日(月)午後5時まで 持参又は郵送(必着)

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

(4) プレゼンテーション

日程等 令和6年3月22日(金)の指定した時間、場所

6 その他

(1) 詳細は提案協議実施要項による。

(2) 説明会は行わない。

(3) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。